

第1回千葉県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会 会議録

平成26年7月9日（水）
子ども・子育て会議終了後
千葉県議会棟4階第6委員会室

司会 それでは、ただいまから第1回千葉県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会を開催いたします。

部会員の皆様方には、引き続きよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、部会長を選出したいと思います。

当部会運営要領第4条第1項の規定によりまして、部会長は、部会に属する委員の互選により定めることとなっております。

選出につきましては、事務局案をお示しすることで進行させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

司会 ありがとうございます。

それでは、事務局案を申し上げます。

当部会の部会長につきましては眞田会長を推薦したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

司会 それでは、部会長は眞田会長に決定させていただきます。

また、当部会運営要領第4条第2項の規定によりまして、部会長の職務代理人について、部会長にあらかじめ御指名いただくこととなっておりますので、眞田部会長より御指名をお願いいたします。

部会長 では、当部会の職務代行者の選任ですが、御欠席でございますけれども、鈴木先生にお願いするというので、鈴木先生は御内諾ということなので、よろしいでしょうか。

（異議なし）

議長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りしたいと思います。進行につきましては、皆様の御協力をお願いする次第です。

議事に入る前に、本日は傍聴希望者がいますので、入室を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

議長 それでは、傍聴希望者を入室させますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

(傍聴人入室)

議長 それでは、議事に先立ちまして議事録署名人ですが、久保委員と溜川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、議事に入ります。

会議次第に沿いまして、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について、事務局のほうから御説明をお願いします。

事務局 それでは、私から新たな幼保連携型認定こども園の基準条例（案）について御説明をさせていただきます。皆様、認定こども園につきましては、よく御承知かと思しますので、御説明につきましては簡便に進めさせていただければと思います。

幼保連携型認定こども園につきましては、新制度において、都道府県知事が認定する施設から都道府県知事等が認可をする施設となりますことから、この認可に当たりまして基準条例を定める必要がございます。そのため、県では9月議会での条例制定を目指し、現在作業を進めているところでございます。

本日は、この基準条例（案）の内容について御説明をさせていただきます。資料が何部かございますが、まず資料1の3ページ目をごらんいただいでよろしいでしょうか。こちらが認定こども園法の改正の概要でございます。

改正のポイントといたしましては、皆様御承知かと思えますけれども、まず丸の1つ目、認定こども園の課題でございました二重行政を解消するものでございます。幼保連携型認定こども園につきましては、保育所や幼稚園とは異なる第3の単一施設といたしまして、認可、指導監督を一本化した上で学校及び児童福祉施設として法的に位置づけをするものでございます。ただし、既存の幼稚園及び保育所からの移行を義務づけているものではございません。あくまでも希望によりまして移行していただくというものでございます。

新たな幼保連携型認定こども園の認可についてでございますけれども、こちらは都道府県知事、指定都市及び中核市長が認可を行うということでございます。なお、公立施設等は届け出のまま、その他の3類型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型につきましては、従来どおり都道府県知事が認定を行うこととされておりまして、また、都道府県等におきましては、新たな幼保連携型認定こども園の認可要件のうち、設備及び運営に関する基準について主務省令、国が定める基準によりまして、条例で定めなければならないとされておりまして、こちらが今回制定を進めようとしております新条例でございます。

条例の内容につきましては、資料2をごらんいただけますでしょうか。

資料2が新たな幼保連携型認定こども園の基準条例（案）でございます。

こちらは1、2、3とございますが、まず1番、幼保連携型認定こども園の認可要件といたしましては、1つは認定こども園法に定める設置者等の要件、もう1つが国の定める基準に従い、あるいは基準を参酌、参考といたしまして、都道府県等が定める条例の要件によって構成されております。都道府県等では新制度の施行に向けまして条例を制定する必要がございます。

2番、国基準と都道府県条例との関係でございますが、こちらは2つに整理ができてまして、国の基準に従わなければいけないものが3点、残りは国の基準を参酌、参考にして都道府県が定める部分がそれ以外の部分でございます。国の基準に従う事項といたしましては、まず1番、学級編制、園に配置する保育教諭、その他の職員及びその員数です。2番が保育室の床面積、その他設備に関する事項の一覧、3番が運営に関する事項の一覧でございます。

3番といたしまして、この条例（案）に係る基本的な考え方でございますけれども、こちら、おおむね国基準と同様の内容で案を作成させていただく方向で考えております。ただ、3カ所、国基準に上乘せをしております。その考え方といたしましては、現在県では、現行の幼保連携型認定こども園、幼稚園、保育所について、新たな幼保連携型認定こども園に係る国の基準とほぼ同様の内容により設置基準等が行われておりますので、新しい幼保連携型認定こども園の認可基準条例についても、既存施設からの移行を阻害することがないように、国と異なる内容を定めるべき特別な事情がない部分は国基準と同様としております。

国基準に上乘せをする部分につきましては、3点でございます。一番下の行でございますけれども、こちらは0歳児の居室面積基準、2番としまして、3歳児の学級編制人数、3番、努力義務としての11時間開所でございます。各基準の詳細につきましては、条例（案）と国基準との比較が資料3、条例（案）と現行の認可基準との比較が資料4となっておりますけれども、資料4のほうがより詳細でございますので、資料4を使いまして説明させていただければと思います。

こちらは基準条例（案）と関連施設基準の比較でございます。一番左側に項目、やや左寄りに新基準条例（案）、そして右側に関係施設として、一番右から保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園がでございます。これは現行の認定基準を一覧にして比較をしているものでございます。

上乘せをさせていただくものについては赤字で記載をしております。3カ所ございますが、まず1点目、1ページでございますけれども、こちらは学級編制のところ。読ませていただきますと、1学級の幼児数は、3歳児は30人以下、4歳以上児は35人以下を原則とするという部分のうち

3歳児は30人以下という部分について上乗せにさせていただければと考えておりまして、国基準につきましては、年齢にかかわらず、35人以下を原則という基準になっておりますけれども、本県におきましては、3歳児というのは非常に小さいお子さんでありますことから少人数学級での運営をお願いしております。ですので、新たな基準条例（案）におきましても、3歳児につきましては30人以下ということで定めさせていただければというところが1点目でございます。

2点目につきましては、3ページでございます。こちらは園舎・保育室等の面積でございますけれども、赤字になっておりますのが乳児室、ほふく室1人につき3.3平米以上という部分でございます。こちらは国基準におきましては、乳児室に関しては1人につき1.65平米以上ということになってございますけれども、千葉県におきましては、乳児、いわゆる0歳児でもハイハイを始める、ほふくを始めるお子さんが多いということもございまして、ほふく室に合わせまして乳児室の面積も3.3平米としてきましたところから、新たな基準条例（案）におきましても、乳児室の面積を1人につき3.3平米以上とさせていただきたいというのが2点目でございます。

上乗せの3点目でございますが、6ページでございます。こちらは運営の部分の教育時間・保育時間等でございます。国の基準では特に定めはない部分でございますが、1日の開所時間を原則11時間とし、地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮し、施設長が定めるということに記載してございます。こちらは保護者の通勤時間等に配慮いたしまして、保育所の開所時間を原則11時間ということ而努力義務としてお願いをしているところでございます。ただ、地域によりましては、11時間の開所が必要ない地域もございしますので、そのような点も踏まえ、開園時間につきましては園長が決定するとしております。これを受けまして、こちらの基準条例（案）につきましても、開所時間について努力義務として記載させていただければと考えております。

今申し上げました3点以外は国の基準と同様としてございます。

新条例（案）の内容については以上でございます。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願い申し上げます。

久保委員 久保です。数値基準のところ、3歳以上は消費税が上がったら15対1になるというようなお話を伺っているんですけども、それらについてはいかがでしょうか。

事務局 現在、公定価格の仮単価というのが発表されておりますけれども、その中で、3歳児について15対1の配置をした場合には上乗せがあるというような制度設計になっております。

久保委員 変わるということですか。

事務局 基準については変更ございません。

久保委員 基準はそのまま。

事務局 基準については変更はございませんけれども、15対1にした場合にはお金の上乘せがあるということでございます。

議長 今のお金の上乘せというのは、具体的にどういうお金が上乘せされるんですか。

事務局 新制度になりますと、施設型給付ということで、国、県、市町村のほうから運営費が交付されますけれども、その給付額に一定の要件を満たしますと単価が上乘せをされていくというものでございます。

議長 わかりました。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局の説明では、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートすることを踏まえ、この条例は9月県議会で制定する必要があるとのことでございます。そのため当部会としては、今回、意見の方向性をまとめる必要があり、基本的にこの事務局案を了解することといたしたいと思っております。

また、県におきましては、本日いただいた御意見等を生かしながら、事業者や市町村を御指導いただくようお願い申し上げます。基本的に部会としては、この案で了承したということでお願い申し上げたいと思っております。

事務局 ありがとうございます。本条例案につきましては、今後、内部の法規部門と調整を行いまして、その上でパブリックコメントを実施いたしまして、これらの結果を踏まえた条例案について、改めて子ども・子育て会議のほうで御報告をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 それでは、これをもちまして本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、次に署名する。

平成26年9月 日

会議録署名人署名

氏名 _____

氏名 _____